

SDS

確認しましょう！！

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。

可燃性/引火性ガス



【どくろ】

支燃性/酸化性ガス



【感嘆符】

爆発物



【環境】

腐食性物質



高圧ガス



【健康有害性】



関係法令

労働安全衛生法第五十七条の二（文書の交付等）

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針第5条（SDSの掲示等）

事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、通知された事項又は作成された文書に記載された事項（SDS）を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

厚生労働省



福岡労働局・各労働基準監督署